

日本職業リハビリテーション学会の研究倫理指針

I. 総則

1. 目的

日本職業リハビリテーション学会会員は、職業リハビリテーションに関する研究を実施するにあたり、研究の成果が人々の職業生活の質に重大な影響を与えることを認識し、個人の尊厳、人権、プライバシーを保護し、秘密を厳守し、研究対象となる個人に苦痛や不利益をもたらさないようにしなければならない。

そこで、次の各号に掲げる宣言及び指針等の趣旨に沿った倫理的配慮のもとに行われる目的とし、研究倫理指針を定めることとする。

(1) ヘルシンキ宣言（1964年世界医師会ヘルシンキ総会採択、2000年第52回エジンバラ総会修正）

(2) 疫学研究に関する倫理指針（平成14年文部科学省・厚生労働省告示第2号）

II. 研究倫理指針

1. 研究者が、研究論文の序論等で先行研究による他説の引用をする場合は、その引用箇所を「」で明記し、自説と他説とを明確に峻別すること。
2. 長文にわたる引用、図表の転載、調査票の項目等を使用する場合は、原則として原著者及び出版社からの承諾を得たうえで、使用箇所や出典を明記すること。
3. 研究のタイトルや調査票等における文言は、対象者の人権を侵害しないよう留意すること。
4. 研究の対象者、地域、機関等の匿名性を守ること。ただし、本人の了解を得た場合はその限りではない。
5. 研究協力を依頼する際には、研究目的、方法、予期される結果、研究の社会的意義、結果の公開方法等を説明し、同意を得ること。
6. 研究協力者あるいは研究対象者には、個人名がデータからは特定できないこと、プライバシーは保護されること、秘密は厳守されることについて予め理解を得ること。
7. 研究方法における研究の手続きや過程は、他の研究者が同様の研究を反復できるよう、詳細に示すこと。
8. 研究結果は正確かつ簡潔に伝え、研究者の意図する研究目的やねらいに合うよう勝手に操作・改纂しないこと。
9. 研究の成果は、学会誌や学会発表等を通じて積極的に公開し、公益に還元するよう努めること。
10. 研究協力の依頼文書、調査票、データ、分析結果等は、他者から開示の要求を受けることもあるので、最低5年間は保存管理するよう心がけること。
11. 研究者の所属先に研究倫理審査機能がある場合には、その承認を受けること。ただし、研究内容が倫理審査を必要としない場合や、研究倫理審査機能の対象とならない場合には、その限りではない。